

太田市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

## 太田市規則第 4 1 号

太田市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則  
太田市開発行為等の規制に関する規則（平成 1 7 年太田市規則第 2  
1 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号中「1 4 許可を受けた事項を変更するときは、市長の  
許可を受けなければならない。」

「1 4 許可を受けた事項を変更するときは、市長の許可を受け  
を なければならない。

1 5 市への土地の帰属手続きが必要な場合は、工事完了の公告  
後に帰属の手続きをすること。

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。